

## 尾鷲市放課後児童クラブ配食事業実施要綱

### (目的)

第1条 放課後児童クラブ配食事業（以下「事業」という。）は、市内の放課後児童クラブを利用している児童に対し、夏休み等小学校の長期休業期間において栄養の調和のとれた食事を提供し、児童の健康の保持増進を図るとともに、児童の属する子育て世帯の家事負担を軽減することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、尾鷲市とする。ただし、事業の運営の一部を適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人及び民間業者（「委託事業者」という。）に委託することができるものとする。

### (利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内の放課後児童クラブを利用する児童（以下「利用対象児童」という。）及びその保護者とする。

### (事業内容)

第4条 事業は、利用対象児童が利用する放課後児童クラブを訪問して栄養の調和のとれた食事を提供するものとする。

### (利用の申請等)

第5条 事業を利用しようとする者は、放課後児童クラブ配食事業利用申請書（様式第1号）を、事業の利用を変更しようとする者は、放課後児童クラブ配食事業利用変更申請書（様式第2号）を、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは当該申請者についてその必要性等を審査し、利用または変更の可否を決定するとともに、当該申請者に対し、利用を決定したときは、放課後児童クラブ配食事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）を、変更を決定したときは、放課後児童クラブ配食事業利用変更決定（却下）通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 市長は、利用を希望した対象者については、放課後児童クラブ配食事業依頼書（様式第5号）を、変更を希望した対象者については、放課後児童クラブ配食事業依頼書（変更分）（様式第6号）を、放課後児童クラブ配食事業利用者内訳（変更）表（様式第7号）とともに、委託事業者へ依頼するものとする。

### (利用の中止)

第6条 市長は利用者対象児童及びその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止することができる。

(1) 利用対象児童が放課後児童クラブを退所したとき。

(2) 利用対象児童の保護者が正当な理由なく負担金を納付しないとき。

(3) 虚偽の申請により登録されたとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

- 2 市長は、利用の中止を決定したときは、利用対象者に対し、放課後児童クラブ配食事業利用中止決定通知書（様式第8号）により、委託事業者に対し、放課後児童クラブ配食事業依頼中止通知書（様式第9号）を、通知するものとする。

(事業運営)

第7条 事業の運営は週5日を限度とし、提供回数は、利用者の希望等を十分考慮し、決定するものとする。

- 2 委託事業者は、食品衛生管理について十分配慮する。

- 3 委託事業者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、利用者の記録及び経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(事業報告)

第8条 市長から委託を受けた委託事業者は、放課後児童クラブ配食事業利用実績表（様式第10号）を添えて、実施日の翌月十日までに放課後児童クラブ配食事業利用実績報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(利用料)

第9条 市長は委託事業者に対し、第4条に規定する事業内容の供与に要する経費を支弁するものとする。

- 2 事業に要した経費の支払いを受けようとする委託事業者は、当該費用に係る請求書を市長に提出しなければならない。

- 3 利用者は、別表による利用料を負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

| 区 分     | 金 額  |
|---------|------|
| 利用料（一食） | 350円 |